**３．差別とは**

　　日本国憲法は、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係に　おいて、差別されない」ことを定めています。

　　また、「人種差別撤廃条約[[1]](#footnote-1)」は、この条約上の「人種差別」を、「人種、　　　皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、　　　排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他の　　　あらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を　　認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有する　もの」と規定しています。

　　これら憲法や条約の規定のほか、個別の法律の規定の中にも差別に関するものが存在します。これら諸規定を総合的に見ると、**人を、正当な理由なく、属性や信条を理由に不利に扱うこと**は許されないということがわかります。

　　実際に、特定の行為が差別に該当するかは、正当な理由が存在しているか　否か等の事情を踏まえ、個別具体的に判断する必要がありますが、差別の　ない、すべての人の人権が尊重される社会を実現していくためには、私たち一人ひとりが、どのような行為が差別に当たるのか、どうすれば差別を　　なくしていけるのかを、常に考え、行動していくことが大切です。



憲法

**《 差別に関する規定を置く憲法、条約、法律（例） 》**

日本国憲法では、**「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、　　　信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」**ことが定められています。

条約（例）



女子に対する差別を撤廃する政策等を締約国に求める条約です。

「この条約の適用上、「**女子に対する差別」とは、性に基づく　区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻を　　しているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう**。」とされています。

　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

　（女子差別撤廃条約）

　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

　（人種差別撤廃条約）

　市民的及び政治的権利に関する国際規約

　（自由権規約（国際人権Ｂ規約））

人種差別を撤廃する政策等を締約国に求める条約です。「この条約において、**「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は　　民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び　基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は　　害する目的又は効果を有するものをいう**。」とされています。

人権諸条約の中で、最も基本的かつ包括的なものの一つです。

**「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに　法律による平等の保護を受ける権利を有する」**ことが定められて　います。



法律（例）

道路運送法

バスやタクシーなどの事業に関する法律です。事業者は、**「特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない」**ことが定められています。

旅館業法

ホテルや旅館などの事業に関する法律です。**「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき」等の限られた場合以外は、宿泊を拒んではならない**ことが定められています。

労働基準法

労働条件などに関する法律です。**「労働者の国籍、信条又は　　社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」**ことや**「労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」**ことが定められています。



　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用分野における男女の機会均等の確保に関する法律です。

**「労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく 均等な機会を与えなければならない」**ことや、**労働者の配置等について「労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない」**ことが定められています。

1. 正式名は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」 [↑](#footnote-ref-1)